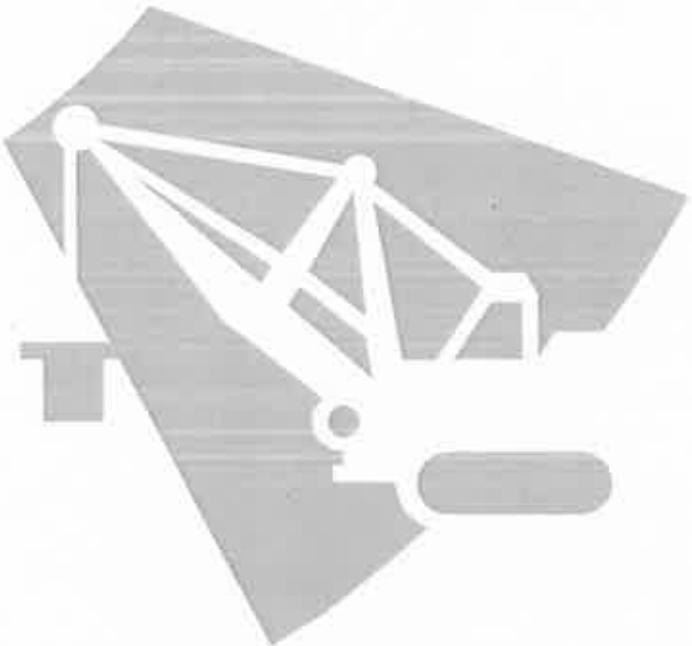


丸亀市総合評価落札方式の手引き



令和2年4月

丸亀市総務部庶務課

目次

1.	総合評価落札方式について	P.1
2.	総合評価落札方式の適用	P.1
3.	評価の方法	P.2
4.	評価項目及び配点	P.2
5.	技術提案書(施工計画)記載上のポイント	P.3
6.	履行確認	P.3
7.	その他	P.3
8.	丸亀市建設工事総合評価落札方式実施方針	P.4
9.	丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型A（A'）タイプ】	P.9
10.	丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型B（B'）タイプ】	P.14
11.	丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型Cタイプ】	P.18
12.	「様式第1号」技術提案書かがみ	P.21
13.	「様式第2号」技術提案書1～4（施工計画）	P.22
14.	「様式第3号」技術提案書（施工実績、配置予定技術者、社会性・地理的条件）	P.26
15.	「様式第4号」入札結果表	P.34
16.	技術提案書（施工計画）実施状況確認シート	P.35
17.	下請負実績一覧表	P.37

1. 総合評価落札方式について

公共工事を取り巻く環境は近年大きく変化しており、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められてきている。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」が施行されたことにより、本市においても同法に基づき、総合評価落札方式による入札・契約を試行的に導入し、適用してきたところである。

（4 ページ「丸亀市建設工事総合評価落札方式実施方針」参照）

2. 総合評価落札方式の適用

総合評価落札方式は、設計金額が 3,000 万円以上（ただし、ほ装工事は 1,500 万円以上、土木一式工事は 2,000 万円以上）で、性能と入札価格とを総合的に評価することが適当と認められる工事において試行的に適用するものとする。

また工事の特性に応じて次の 5 タイプを設ける。

（1） 簡易型Aタイプ＜簡易な施工計画型＞設計金額 1 億円以上（9～13 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

（2） 簡易型A'タイプ＜簡易な施工計画型＞設計金額 1 億円以上（9～13 ページ参照）

簡易型 A タイプのうち、元請負業者の自主的な判断により、下請負契約において、当該下請負事業者を丸亀市に主たる営業所を置く事業者の中から優先して選定していくことが必要であると認められる案件に適用するもの。

（3） 簡易型Bタイプ＜企業評価型＞設計金額 5,000 万円以上（14～17 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種・類似工事の経験、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

（4） 簡易型B'タイプ＜企業評価型＞設計金額 5,000 万円以上（14～17 ページ参照）

簡易型 B タイプのうち、元請負業者の自主的な判断により、下請負契約において、当該下請負事業者を丸亀市に主たる営業所を置く事業者の中から優先して選定していくことが必要であると認められる案件に適用するもの。

（5） 簡易型Cタイプ＜地域密着型＞設計金額 3,000 万円以上（ただし、ほ装工事は 1,500 万円以上、土木一式工事は 2,000 万円以上）（18～20 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の成績評定、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

3. 評価の方法

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格内にあって、次の式で求められる評価値の最も高い入札者とする。なお、通常は低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準（失格基準）を設けることとし、数値的判断基準（失格基準）未満の入札者は失格とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} (\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{加算点})}{\text{入札価格点} (\text{入札価格} \div \text{予定価格})}$$

ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から 15 点を減点する。

また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、その開札日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に再度、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合は、15 点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点する。

4. 評価項目及び配点

評価項目		配点				
		A	A'	B	B'	C
施工計画（※）	本体構造物等の品質管理方法の適切性	10	10			
	安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	10	10			
	周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性	10	10			
	施工計画・工程管理の適切性	10	10			
施工能力	同業種工事の施工実績	10	10	10	10	
	本市発注工事の工事成績評定	20	20	20	20	20
配置予定技術者	配置予定技術者の資格	10	10	10	10	
	同業種工事の施工経験	10	10	10	10	
社会性・地理的条件	地域精通度（営業所の所在地）	10	10	10	10	15
	I S O マネジメントシステム等への取組	10	10	10	10	5
	労働災害防止への取組	5	5	5	5	5
	災害時の活動体制	5	5	5	5	5
	市内企業の活用			20	15	
合計点		100	120	80	95	50
加算点		15	15	10	10	8

※簡易型 A タイプの施工計画項目は、工事ごとに 4 項目のうちの 2 項目を選択し設定する。

5. 技術提案書（施工計画）記載上のポイント

- 施工計画は上記のとおり、4つの項目のうちから2項目について提出するものとする。
なお、この書類は仕様書や作業指示書、また技術論文でもない。入札に際して技術的な約束をすることで企業の技術力を評価するためのものである。（様式は22～27ページ）
施工計画を記載する上で、次のポイントが挙げられる。

（1）社会的コストを減らす。

公共工事では何らかの形で住民に迷惑をかけることは避けることはできない。その迷惑はときには金銭的なものに換算することができる。これを社会的コストと呼ぶこととする。

工事期間が長くなれば、この社会的コストも大きくなる。社会的コストを減らすために、交通規制に伴う渋滞や迂回、騒音振動による苦痛など、社会的迷惑をいかに減らすことができるか、そのような提案が求められるところである。

（2）仕様書を超えることが技術力

施工計画での加点を受けるためには、仕様書を超えるものであることが必要である。したがって「共通仕様書による」といった記述は評価の対象にならない。仕様書にあることを言い換えたとしても同様である。かといって、高度な技術やグレードアップを意味するわけではない。仕様書に記述はないが、その現場特有の問題点を見つけ出し、その対策を提案する現場的な視点に立った工夫こそ技術力であり、仕様書を超えるということである。

（3）具体的に記載する。

施工計画は入札に際して、技術的な約束をするものである。約束であるためには、履行したかどうかが確認でき、検査できるものである必要がある。

したがって、記載する文章は具体的なものでなければならないし、監督職員が判断できるものでなければならない。

例として、「原則として」、「…するように努める。」、「必要に応じて…」などの表現は、監督職員がそれを確認することができないので、あいまいな表現は避けるようにすること。

6. 履行確認

提案内容については、請負者、市の監督職員双方の確認印を要する「実施状況確認シート」（34ページ参照）を提出するものとする。提案内容によっては、写真その他の資料の提出を依頼することもある。

7. その他

総合評価落札方式は、多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではない。提案、評価の有無にかかわらず、共通仕様書等の内容は遵守すること。

丸亀市建設工事総合評価落札方式実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針（平成 17 年閣議決定）」に基づき、次のように方針を定め、総合評価落札方式を試行するものとし、公共工事の品質確保の促進に努めるものとする。

第 1 総合評価落札方式の適用

総合評価落札方式は、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、また企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価することが適當と認められる設計金額が 3,000 万円以上（ただし、ほ装工事は 1,500 万円以上、土木一式工事は 2,000 万円以上）の工事において適用するものとし、工事の特性に応じて次の 5 タイプを設ける。

（1） 簡易型Aタイプ<簡易な施工計画型>設計金額 1 億円以上（9～13 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

（2） 簡易型A'タイプ<簡易な施工計画型>設計金額 1 億円以上（9～13 ページ参照）

簡易型 A タイプのうち、元請負業者の自主的な判断により、下請負契約において、当該下請負事業者を丸亀市に主たる営業所を置く事業者の中から優先して選定していくことが必要であると認められる案件に適用するもの。

（3） 簡易型Bタイプ<企業評価型>設計金額 5,000 万円以上（14～17 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種・類似工事の経験、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

（4） 簡易型B'タイプ<企業評価型>設計金額 5,000 万円以上（14～17 ページ参照）

簡易型 B タイプのうち、元請負業者の自主的な判断により、下請負契約において、当該下請負事業者を丸亀市に主たる営業所を置く事業者の中から優先して選定していくことが必要であると認められる案件に適用するもの。

（5） 簡易型Cタイプ<地域密着型>設計金額 3,000 万円以上（ただし、ほ装工事は 1,500 万円以上、土木一式工事は 2,000 万円以上）（18～20 ページ参照）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の成績評定、企業の社会性等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもの。

第2 技術提案の審査・評価

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した工事特性、地域特性等に応じた評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の審査・評価（加算点）を行う。

第3 加算点の考え方

（1）簡易型Aタイプ（簡易な施工計画型）

簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高15点までの範囲で設定する。

（2）簡易型Bタイプ（企業評価型）

同種・類似工事の経験等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高10点までの範囲で設定する。

（3）簡易型Cタイプ（地域密着型）

同種工事の成績評定等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高8点までの範囲で設定する。

第4 総合評価の方法

総合評価に関する評価値の算出方法としては、除算方式とする。

〔除算方式〕

評価値の算出方法

評価値＝技術評価点 ÷ 入札価格点

（技術評価点＝標準点 + 加算点、入札価格点＝入札価格 ÷ 予定価格）

第5 落札者の決定方法

1 総合評価落札方式における落札者の決定は、以下の方法による。

（1）入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

（2）評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝技術評価点 ÷ 入札価格点

（技術評価点＝標準点 + 加算点、入札価格点＝入札価格 ÷ 予定価格）

標準点：要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

加算点：技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から15点を減点する。

また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、その開札日の翌日から起算して6ヶ月以内に再度、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合は、15点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点する。

評価値の計算において、求められる値は少数位4位（5位四捨五入）とする。

(3) 技術評価点が100点を下回らないこと。

ただし、低入札価格調査基準価格未満の応札者に対する減点は除く。

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。

ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 入札参加者が共同企業体（以下、「JV」という。）の場合は、代表者となる構成員について評価する。ただし、評価項目において別段の定めがあるときは、この限りではない。

第6 技術提案が履行できなかった場合等の措置

落札者の決定に反映された技術提案が履行できないことが判明した場合は、次のペナルティを課すこととする。

(1) 技術提案が達成されなかつたときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、工事成績の減点措置を行う。

$$\text{減点値} = ((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{合計加算点}) \times 10$$

A : 入札時の技術提案の値

B : 施工後の実施に対する値

ただし、低入札価格調査基準価格未満の応札者に対する減点は除く。

(2) 落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかつた場合は、違約金を徴収する。

違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C \times ((D + E) / (D + F))$$

C : 当初契約金額

D : 標準点 = 100点

E : 施工後の実施値における合計加算点

F : 当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

ただし、低入札価格調査基準価格未満の応札者に対する減点は除く。

違約金は、1円未満切捨てとする。

(3) 虚偽による技術提案の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、「丸亀市建設工事指名停止等措置規程」に基づき、指名停止等を行う。

第7 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客觀性を確保するため、次に掲げる事項について、学識経験者の意見を聴取する。

- (1) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 落札者の決定に関すること。(簡易型Aタイプ(簡易な施工計画型)のみ。あらかじめ設定したパスワードを添付したデータを電子メールで各委員に送信し、意見聴取を行うものとする。)

第8 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に対し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者としてまず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服(再苦情)のある者については、「丸亀市入札審査委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

第9 評価結果等の公表

入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価落札方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、落札者決定後速やかに公表する。

- (1) 手続き開始時期：入札公告、指名通知書等において、以下の事項を明記する。

- ①総合評価落札方式の適用の旨
- ②評価項目及び評価基準
- ③落札者の決定方法
- ④技術提案が履行できなかった場合の措置

- (2) 落札者決定後：落札者を決定した場合、速やかに以下の事項を公表する。

- ①業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の評価値

【公表閲覧場所】

- 紙入札の場合は、市庶務課閲覧場所及び市ホームページの入札・契約
- 電子入札の場合は、市庶務課閲覧場所及びかがわ電子入札システム

第10 その他

すべてのタイプにおいて、入札時に技術提案書及び添付書類を入札書の提出直前に提出するものとする。なお、電子入札案件については、原則として、かがわ電子入札システム(「その他添付資料」)に添付して提出するものとする。(やむを得ない理由により、添付することができない場合は、事前に庶務課まで連絡し、別途指定する日時・場所に紙で提出しなければならない。

なお、技術提案書が未提出の場合は、当該入札者の行った入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消すものとする。

また、必要な添付書類の提出がない場合は、いかなる場合であっても加点ができないものとする。

(附 則)

本実施方針は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

(附 則)

改正後の実施方針は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

(附 則)

改正後の実施方針は、令和元年 5 月 1 日より施行する。

(附 則)

改正後の実施方針は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型A（A'）タイプ】

1 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分等は次のとおりとする。

(1) 施工計画の評価

工事ごとに、次の1～4までのうちの2項目を設定する。

評価項目	評価基準	配点	得点
1.本体構造物等の品質管理方法の適切性	コンクリートの養生方法等の適切性	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0
	鉄筋コンクリート構造物の鉄筋の品質管理対策	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0
2.安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全巡視	計画的な管理方法・体制で実施	2.5
		一般的事項のみ	0
	工事区域の立入防止施設	計画的な管理方法・体制で実施	2.5
		一般的事項のみ	0
	監視員・誘導員	計画的な管理方法・体制で実施	2.5
		一般的事項のみ	0
3.周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性	交通対策（車道路面維持、歩行者対策等）	計画的な管理方法・体制で実施	2.5
		一般的事項のみ	0
4.施工計画・工程管理の適切性	騒音振動対策	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0
	水質汚濁対策	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0
	交通規制期間の短縮	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0
	現地の環境条件を踏まえた上での工事手順の適切性	計画的な管理方法・体制で実施	5
		一般的事項のみ	0

/20点

- 技術提案書に記載された内容で評価する。

(2) 企業の施工実績の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1.過去 5 年度間の同業種工事の施工実績の有無(※1)	CORINS 登録同業種工事で 70% 規模以上の実績あり	10	/10 点
	CORINS 登録同業種工事で 50% 規模以上の実績あり	5	
	CORINS 登録同業種工事で 50% 規模未満又は実績なし	0	
2.工事成績評定	過去 4 年間 (※2) の同業種工事の工事成績評定点の平均点 (本市発注工事に限る。) (※3) から 65 点を差し引いて得た点	最高	/20 点
		20	
		～	
		最低	
		-6	

- 技術提案書に記載された内容で評価する。また当該工事の完成が確認できる書類 (CORINS 工事カルテ、契約書の写し等) を添付すること。

※1：提出期限日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日以降に完成し、技術提案書提出までに CORINS に竣工登録した元請工事を評価の対象とする。(技術提案書提出時において CORINS に竣工登録していないものは記入しないこと。)

※2：入札日の属する年度の前年度の 12 月 31 日から過去 4 年間に通知を行った工事を対象とする。なお、当該期間に本市発注工事の成績評定がない場合は、加点はなしとする。

※3：工事成績評定が 1 件のみで、かつ、その点数が 65 点未満である場合は、その 1 件の点数に 65 を加算し 2 で除して得た点数（小数点以下切捨て）を平均点とする。

● JV としての施工実績は、出資比率に応じた金額で評価する。(JV の代表者でない場合についても評価の対象とする。ただし、出資比率が 20% 未満の構成員の実績については評価対象外とする。)

● 添付書類

<1. 施工実績> ⇒CORINS 工事カルテ (必須)

CORINS 工事カルテで確認できない評価項目があれば追加で契約書の写し等、当該工事の完成が確認できる書類

<2. 工事成績評定> ⇒不要

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1.配置予定技術者の資格	指定資格取得後 5 年以上	10	/10 点
	指定資格取得後 5 年未満	5	
	指定資格なし	0	
2.過去 5 年度間の主任（監理）技術者としての同業種工事の施工経験(※1)	CORINS 登録同業種工事で 70% 規模以上の実績あり	10	/10 点
	CORINS 登録同業種工事で 50% 規模以上の実績あり	5	
	CORINS 登録同業種工事で 50% 規模未満又は実績なし	0	

- 技術提案書に記載された内容で評価する。

- 1については、当該技術者の資格の合格証明書又は登録証の写しを添付すること。
- 2については、技術提案書に記載された内容で評価する。また当該工事の完成及び配置予定技術者が当該工事に従事していたことが確認できる書類（CORINS 工事カルテ等）を添付すること。

● 添付書類

<1. 資格> ⇒ 当該技術者の資格の合格証明書又は登録証の写し（必須）

<2. 施工経験> ⇒ CORINS 工事カルテ（必須）

CORINS 工事カルテで確認できない評価項目があれば追加で契約書の写し等、当該工事の完成及び配置予定技術者が当該工事に従事していたことが確認できる書類

※1：提出期限日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。（技術提案書提出時においてCORINSに竣工登録していないものは記入しないこと。）

(4) 社会性・地理的条件の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1. 地域精通度 (営業所の所在地)	市内に主たる営業所あり	10	/10点
	市内に営業所あり	5	
	市内に営業所なし	0	
2. ISOマネジメント システム等への取組	ISO9001 及び ISO14001 を取得（※1）	10	/10点
	ISO9001 又は ISO14001 を取得	5	
	エコアクション21 又は丸亀市におけるエコリーダーまるがめを取得（※1との重複加点はなし）	5	
	取得なし	0	
3. 労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会への加入あり	5	/5点
	加入なし	0	
4. 災害時の活動体制	丸亀市との災害時における応急措置等の実施に関する協定に基づく活動実績あり（過去5年度間）	5	/5点
	活動実績なし	0	
5. 市内企業の活用 (A'タイプのみ)	市内企業への予定一次下請負等比率 40%以上	20	/20点
	市内企業への予定一次下請負等比率 30%以上 40%未満	12	
	市内企業への予定一次下請負等比率 20%以上 30%未満	8	
	市内企業への予定一次下請負等比率 20%未満	0	

- 「市内企業への予定一次下請負等比率」とは、元請負人の予定契約金額入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算して得た値。以下同じ。）に占める市内企業への予定一次下請負等金額の比率をいい、次の式により求めるものとする。

(市内企業への予定一次下請負等金額÷予定契約金額) × 100

【元請負人が市内企業である場合】

((市内企業への予定一次下請負等金額+元請自社施工金額※) ÷予定契約金額) × 100

※元請自社施工金額=予定契約金額-予定一次下請負等金額

- JV での入札参加の場合は、構成員に市内業者が含まれていても、自社（JV）施工金額は予定一次下請負金額等に加算しないものとする。
- 「市内企業」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者にあっては、同項に規定する営業所としての本店又は本社を丸亀市内に有する者をいい、その他の者にあっては、本社等主たる営業所を丸亀市内に有する者をいう。
- 「予定一次下請負等金額」とは、当該入札に係る工事を施工するに当たり、元請負人が締結を予定する工事に係る請負契約等（資材調達に係る売買契約、警備業務、運搬業務、調査業務に係る委託契約等を含む。以下「一次下請負契約等」という。）により、それぞれの一次下請負契約等の相手方（以下「一次下請負人等」という。）に支払うべき契約予定金額の総額をいう。（いわゆる二次下請負は対象外である。）
- 「市内企業への予定一次下請負等比率」の履行確認は、一次下請負人等との契約書又は注文書及び請書（以下「下請負実績確認資料」という。）により行うので、当該工事の落札業者は、当該工事の完了検査日までに、監督職員に提出すること。
- 「市内企業の活用」が、元請負人の責めにより履行できなかった場合の措置は、丸亀市建設工事総合評価落札方式実施方針第6に基づき、ペナルティを課すものとする。
- 発注者の指示に基づく変更契約を行った場合は、当該変更に伴う影響額を除くことができるものとする。
- 添付書類
 - <1. 地域精通度>⇒ 不要
 - <2. ISOマネジメントシステム等への取組>
⇒ JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。
 - <3. 建設業労働災害防止協会への加入>
⇒建設業労働災害防止協会加入証明書の写し又は加入を証明できるもの。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。
 - <4 災害時の活動体制>
⇒単に協定を締結しているだけでなく活動実績を証明する書類（活動年月日及び簡単な活動内容の記載があれば可）（市と協定を締結している団体の証明書等）なお、証明書等の中に、過去5年度間における活動実績日の記載があれば、証明日は問わない。
 - <5 市内企業の活用>
⇒入札時は不要。ただし、落札業者は工事完了時までに下請実績確認資料の提出を要する。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格点

(技術評価点 = 標準点 + 加算点、入札価格点 = 入札価格 ÷ 予定価格)

標準点：入札参加資格要件を満たしている場合に与える点数で、100点とする。

加算点：1に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

なお、加算点は小数1位(2位四捨五入)とする。

加算点 = (1の得点の合計) ÷ 100 点

【A'タイプは120点】(1の配点の合計) × 15

ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から15点を減点する。

また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、その開札日の翌日から起算して6ヶ月以内に再度、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合は、15点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点する。

3 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、2によって得られた評価値の最も高いものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

4 落札者の通知

落札者が決定した場合は、落札者に対して、かがわ電子入札システムにより通知するものとする。

丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型B（B'）タイプ】

1 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分等は次のとおりとする。

(1) 企業の施工実績の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1.過去5年度間の同業種工事の施工実績の有無(※1)	CORINS登録同業種工事で70%規模以上の実績あり	10	/10点
	CORINS登録同業種工事で50%規模以上の実績あり	5	
	CORINS登録同業種工事で50%規模未満又は実績なし	0	
2.工事成績評定	過去4年間(※2)の同業種工事の工事成績評定点の平均点(本市発注工事に限る。)(※3)から65点を差し引いて得た点	最高	20
		~	
		最低	/20点
		-6	

- 技術提案書に記載された内容で評価する。また当該工事の完成が確認できる書類(CORINS工事カルテ、契約書の写し等)を添付すること。

※1：提出期限日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出までにCORINSに竣工登録した元請工事を評価の対象とする。(技術提案書提出時においてCORINSに竣工登録していないものは記入しないこと。)

※2：入札日の属する年度の前年度の12月31日から過去4年にわたり通知を行った工事を対象とする。なお、当該期間に本市発注工事の成績評定がない場合、加点はなしとする。

※3：工事成績評定が1件のみで、かつ、その点数が65点未満である場合は、その1件の点数に65を加算し2で除して得た点数(小数点以下切捨て)を平均点とする。

- JVとしての施工実績は、出資比率に応じた金額で評価する。(JVの代表者でない場合についても評価の対象とする。ただし、出資比率が20%未満の構成員の実績については評価対象外とする。)

● 添付書類

<1. 施工実績> ⇒CORINS工事カルテ(必須)

CORINS工事カルテで確認できない評価項目があれば追加で契約書の写し等、当該工事の完成が確認できる書類

<2. 工事成績評定> ⇒不要

(2) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1.配置予定技術者の資格	指定資格取得後5年以上	10	/10点
	指定資格取得後5年未満	5	
	指定資格なし	0	
2.過去5年度間の主任(監理)技術者としての同業種	CORINS登録同業種工事で70%規模以上の実績あり	10	/10点
	CORINS登録同業種工事で50%規模以上の実績あり	5	

工事の施工経験(※1)	CORINS 登録同業種工事で 50%規模未満又は実績無	0	
-------------	------------------------------	---	--

- 技術提案書に記載された内容で評価する。
- 1については、当該技術者の資格の合格証明書又は登録証の写しを添付すること。
- 2については、技術提案書に記載された内容で評価する。また当該工事の完成及び配置予定技術者が当該工事に従事していたことが確認できる書類 (CORINS 工事カルテ等) を添付すること。

● 添付書類

<1. 資格> ⇒ 当該技術者の資格の合格証明書又は登録証の写し (必須)

<2. 施工経験> ⇒ CORINS 工事カルテ (必須)

CORINS 工事カルテで確認できない評価項目があれば追加で契約書の写し等、当該工事の完成及び配置予定技術者が当該工事に従事していたことが確認できる書類

※1: 提出期限日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日以降に完成し、技術提案書提出までに CORINS に竣工登録した元請工事を評価の対象とする。(技術提案書提出時において CORINS に竣工登録していないものは記入しないこと。)

(3) 社会性・地理的条件の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1. 地域精通度 (営業所の所在地)	市内に主たる営業所あり	10	/10点
	市内に営業所あり	5	
	市内に営業所なし	0	
2. ISOマネジメント システム等への取組	ISO9001 及び ISO14001 を取得 (※1)	10	/10点
	ISO9001 又は ISO14001 を取得	5	
	エコアクション 21 又は丸亀市におけるエコリーダーまるがめを取得 (※1 との重複加点はなし)	5	
	取得なし	0	
3. 労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会への加入あり	5	/5点
	加入なし	0	
4. 災害時の活動体制	丸亀市との災害時における応急措置等の実施に関する協定に基づく活動実績あり (過去 5 年度間)	5	/5点
	活動実績なし	0	
5. 市内企業の活用 (B'タイプのみ)	市内企業への予定一次下請負等比率 40%以上	15	/15点
	市内企業への予定一次下請負等比率 30%以上 40%未満	9	
	市内企業への予定一次下請負等比率 20%以上 30%未満	6	
	市内企業への予定一次下請負等比率 20%未満	0	

- 「市内企業への予定一次下請負等比率」とは、元請負人の予定契約金額（入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算して得た値。以下同じ。）に占める市内企業への予定一次下請負等金額の比率をいい、次の式により求めるものとする。

(市内企業への予定一次下請負等金額÷予定契約金額) ×100

【元請負人が市内企業である場合】

((市内企業への予定一次下請負等金額+元請自社施工金額※) ÷予定契約金額) ×100

※元請自社施工金額=予定契約金額-予定一次下請負等金額

- JV での入札参加の場合は、構成員に市内業者が含まれていても、自社（JV）施工金額は予定一次下請負金額に加算しないものとする。
- 「市内企業」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者にあっては、同項に規定する営業所としての本店又は本社を丸亀市内に有する者をいい、その他の者にあっては、本社等主たる営業所を丸亀市内に有する者をいう。
- 「予定一次下請負等金額」とは、当該入札に係る工事を施工するに当たり、元請負人が締結を予定する工事に係る請負契約等（資材調達に係る売買契約、警備業務、運搬業務、調査業務に係る委託契約等を含む。以下「一次下請負契約等」という。）により、それぞれの一次下請負契約等の相手方（以下「一次下請負人等」という。）に支払うべき契約予定金額の総額をいう。（いわゆる二次下請負は対象外である。）
- 「市内企業への予定一次下請負等比率」の履行確認は、一次下請負人等との契約書又は注文書及び請書（以下「下請負実績確認資料」という。）により行うので、当該工事の落札業者は、当該工事の完了検査日までに、監督職員に提出すること。
- 「市内企業の活用」が、元請負人の責めにより履行できなかった場合の措置は、丸亀市建設工事総合評価落札方式実施方針第6に基づき、ペナルティを課すものとする。
- 発注者の指示に基づく変更契約を行った場合は、当該変更に伴う影響額を除くことができるものとする。
- 添付書類
 - <1. 地域精通度>⇒ 不要
 - <2. ISOマネジメントシステム等への取組>
 - ⇒ J A B（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。
 - <3. 建設業労働災害防止協会への加入>
 - ⇒建設業労働災害防止協会加入証明書の写し又は加入を証明できるもの。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。
 - <4. 災害時の活動体制>
 - ⇒単に協定を締結しているだけでなく活動実績を証明する書類（活動年月日及び簡単な活動内容の記載があれば可）（市と協定を締結している団体の証明書等）なお、証明書等の中に、過去5年度間における活動実績日の記載があれば、証明日は問わない。
 - <5. 市内企業の活用>
 - ⇒入札時は不要。ただし、落札業者は工事完了時までに下請実績確認資料の提出を要する。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格点

(技術評価点 = 標準点 + 加算点、入札価格点 = 入札価格 ÷ 予定価格)

標準点：入札参加資格要件を満たしている場合に与える点数で、100点とする。

加算点：1に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

なお、加算点は小数1位(2位四捨五入)とする。

加算点 = (1の得点の合計) ÷ 80 点

【B'タイプは95点】(1の配点の合計) × 10

ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から15点を減点する。

また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、その開札日の翌日から起算して6ヶ月以内に再度、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合は、15点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点する。

3 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、2によって得られた評価値の最も高いものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

4 落札者の通知

落札者が決定した場合は、落札者に対して、かがわ電子入札システムにより通知するものとする。

丸亀市総合評価落札方式落札者決定基準【簡易型Cタイプ】

1 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分等は次のとおりとする。

(1) 企業の施工実績の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1. 工事成績評定	過去4年間(※1)の同業種工事の工事成績評定点の平均点(本市発注工事に限る。)(※2)から65点を差し引いて得た点	最高 20 ～ 最低 -6	/20点

※1:入札日の属する年度の前年度の12月31日から過去4年間に通知を行った工事を対象とする。なお、当該期間に本市発注工事の成績評定がない場合、加点はなしとする。

※2:工事成績評定が1件のみで、かつ、その点数が65点未満である場合は、その1件の点数に65を加算し2で除して得た点数(小数点以下切捨て)を平均点とする。

● 添付書類

<1. 工事成績評定>⇒ 不要

(2) 社会性・地理的条件の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1. 地域精通度 (営業所の所在地)	市内に主たる営業所あり	15	/15点
	市内に営業所あり	10	
	市内に営業所なし	0	
2. ISOマネジメント システム等への取組	ISO9001、ISO14001、エコアクション21、丸亀市におけるエコリーダーまるがめのいすれかを取得	5	/5点
	取得なし	0	
3. 労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会への加入あり	5	/5点
	加入なし	0	
4. 災害時の活動体制	丸亀市との災害時における応急措置等の実施に関する協定に基づく活動実績あり又は丸亀市からの要請に基づき、災害時に活動実績あり(過去5年度間)	5	/5点
	活動実績なし	0	

● 添付書類

<1. 地域精通度>⇒ 不要

<2. ISOマネジメントシステム等への取組>

⇒ JAB(公益財団法人日本適合性認定協会)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書(日本語版)の写し。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。

<3. 建設業労働災害防止協会への加入>

⇒建設業労働災害防止協会加入証明書の写し又は加入を証明できるもの。ただし、丸亀市建設工事指名競争入札参加資格審査において申請している場合は不要。

<4. 災害時の活動体制>

⇒単に協定を締結しているだけでなく活動実績を証明する書類（活動年月日及び簡単な活動内容の記載があれば可）（市と協定を締結している団体の証明書等）

丸亀市からの要請に基づき、活動したことを証明する書類（活動要請した部課などの証明）
なお、証明書等の中に、過去5年度間における活動実績日の記載があれば、証明日は問わない。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値=技術評価点÷入札価格点

（技術評価点=標準点+加算点、入札価格点=入札価格÷予定価格）

標準点：入札参加資格要件を満たしている場合に与える点数で、100点とする。

加算点：1に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

なお、加算点は小数1位（2位四捨五入）とする。

加算点=（1の得点の合計）÷50点（1の配点の合計）×8

ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から15点を減点する。

また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、その開札日の翌日から起算して6ヶ月以内に再度、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合は、15点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点する。

3 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、2によって得られた評価値の最も高いものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

4 落札者の通知

落札者が決定した場合は、落札者に対して、かがわ電子入札システムにより通知するものとする。